

三労発基 0310 第2号  
令和3年3月10日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が  
具備すべき基準の適用について」の一部改正について

平素は労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
労働安全衛生規則第34条の3第2項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準  
(昭和63年労働省告示第76号)第4条第1号において、試験責任者は、試験計画書  
を作成し、運営管理者(委託を受けて試験を実施する場合にあっては、試験委託者等  
を含む。)の承認を得ることを規定しています。

また、この承認に関しては、「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施  
設等が具備すべき基準の適用について」(昭和63年9月16日付け基発第603号)  
において、当該承認を受けたときは、その旨を記載した文書を作成し、運営管理者又は  
試験委託者等の記名押印又は署名を受けた上、当該文書を試験計画書に添付することとしています。

今般、テレワークの推進等による多様な働き方の実現に資する観点から、当該記名  
押印又は署名を不要としたほか、所要の整備が行われ、別紙のとおり改正されました。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下団体、会員、事業場等に対して、周  
知いただきますようお願いします。

